

(様式 1-3)

福島県(川内村)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	エゴマ搾油施設敷地造成事業		事業番号	◆(5)-43-5-1
交付団体	川内村		事業実施主体(直接/間接)		川内村	
総交付対象事業費	4,975(千円)		全体事業費		4,975(千円)	
帰還環境整備に関する目標						
<p>原子力災害からの長期避難により農家の高齢化と農業の担い手不足が深刻化している状況であります。一方で農業の振興に寄与しようと積極的に営農を再開しようと各集落単位で組織を立ち上げ、営農を再開している組合組織があります。</p> <p>平成27年、平成28年と本格的に営農が再開されておりますが、長期避難と農家の高齢化により作付けが出来ない農地も出てきております。このような中、水稲以外の作物への転換でエゴマの作付をすることにより、農業生産の収益性の向上、効率化を図れ、今後帰還する農家を含め、新たな担い手が確保できる。</p> <p>エ</p>						
事業概要						
●整備内容： エゴマ搾油施設敷地造成工事 4,975,560円 敷地面積 1,146.9㎡ 整備場所 福島県双葉郡川内村大字下川内字宮渡地内						
●『第四次川内村総合計画』： P.14 Ⅲ第四次総合計画の体系 1. 第四次総合計画の施策体系と主な課題・施策・事業 (1)農林水産業の振興 農業・畜産業 「・意欲ある農業者などへの土地集約化を図り、合理的な営農の確立のために農地の生産基盤を整備し、経営の共同化、農業生産組織の法人化等の促進を図る」 P.55 IV基本計画[Ⅲ]魅力と賑わいの生まれる村 1. 地域資源を活かした村づくり (1)農林水産業の振興 ③施策の方向と具体的内容 <農業> 「・高齢化が進む農業を継承していくために、中長期的な視点に立って次世代の担い手育成のための施策を検討する必要がある。そのため農業の生産基盤を整備する必要がある。 ・例えば、農地の再整備や経営の共同化、農業生産組織の法人化などにより、意欲ある農家の育成・存続、土地の集約化による経営規模の拡大や多角化などの構造改革を進め、農家が農業収入だけで生計を立てることのできる基盤や環境づくりを推進していく。」						
●『村民の帰村に向けた復旧計画(第二次)』： P.11 3. 村の分野別状況の取組み ②農林水産業の再生 「○ 田畑における営農再開 旧緊急時避難準備区域においては、平成25年から水稲作付けを再開し102ha/410haを作付けする。平成26年は、約150haを作付け予定。旧警戒区域内においては、平成26年より試験作付けを実施」平成29年においては、193ha作付。 平成28年エゴマの作付面積3ha、平成29年エゴマの作付面積5ha ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成30年度> 土地の調査、測量、造成工事、エゴマ搾油施設建築(基幹事業)						
<平成31年度> 引き続き運用						
地域の帰還環境整備との関係						
水稲以外への作物への転換により農業生産の収益性の向上と効率化を図る。 エゴマの作付面積も増えてきていることから、搾油施設を整備し、製品の6次化をしながら本村営農の推進を図る。また、収益性を向上させることにより新たな担い手確保の柱としたい。						
関連する事業の概要						
・「避難からすぐに帰還しない農家の農地を保全管理耕作するものへの支援」事業						
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名	エゴマ搾油施設整備事業					
交付団体	福島県					
基幹事業との関連性						
営農の利便性の高い土地を造成し、エゴマ油の搾油施設を整備する。						